

連結財務書類 注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

原則、取得原価としています。

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

① 昭和 59 年度以前に取得したものは再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 昭和 60 年度以後に取得したもの

ア 取得原価が判明しているものは取得原価

イ 取得原価が不明なものは再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

なお、一部の連結対象団体等については、原則、取得原価としています。

(2) 無形固定資産の評価基準及び評価方法

原則、取得原価としています。

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

① 取得原価が判明しているものは取得原価

② 取得原価が不明なものは再調達原価

なお、一部の連結対象団体等については、原則、取得原価としています。

(3) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券は償却原価法（定額法）により計算した額

ただし、取得価額と債券金額との差額について、重要性が乏しいと認められる場合、取得原価により計上しています。

② 満期保有目的以外の有価証券等

ア 市場価格のあるものは会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないものは取得原価

③ 出資金 出資金額

(4) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

各連結対象団体等の判断により、先入先出法、移動平均法、個別法、最終仕入法による原価法によっています。

(5) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法によります。

ただし、一部の連結対象団体等については、定率法によっています。

② 無形固定資産 定額法によります。

ただし、一部の連結対象団体等については、定率法によっています。

③ 所有権移転型ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。以下、同じです。）により得た資産（以下、「リース資産」といいます。）

上記と同じく、定額法によります。

(6) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、決算年度を含めた過去一定期間の不納欠損率の平均により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権についても同様としています。

なお、貸付金については、上記と同様の考えに基づきますが、未収金または長期延滞債権に移行したのちに不納欠損処理を行うことから、個別に回収可能性を検討し、必要と認められる場合に徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額（地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額）を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(7) リース取引の処理方法

所有権移転ファイナンス・リース取引により得たリース資産については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

それ以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(8) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

(9) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体等においては、税抜方式によっています。

2 重要な会計方針の変更等

重要な会計方針の変更はありません。

3 重要な後発事象

該当はありません。

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

保証債務及び損失補償債務負担の状況は、次のとおりです。

団体（会計）名	確定債務額	未確定の損失補償債務等		総 額
		損失補償等引当 金計上額	貸借対照表未計 上額	
一般財団法人ク リーンいわて事 業団	-	60 百万円	540 百万円	600 百万円
公益社団法人岩 手県農業公社	-	85 百万円	85 百万円	170 百万円
岩手県信用保証 協会	-	0 百万円	114,407 百万円	114,407 百万円
公益財団法人い わて産業振興セ ンター	-	0 百万円	199 百万円	199 百万円

(2) 係争中の訴訟等

現時点で係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている概要は次のとおりです。

類型	概 要	件数	損害賠償 請求金額
民事訴訟	県側の不法行為や債務不履行責任による損害賠償等を求める訴訟（国家賠償に基づくものを除く。）	6 件	244 百万円

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

会計名	区分	連結方法	比例連結割合
港湾整備事業特別会計	公営企業会計	全部連結	—
県立病院等事業会計	公営企業会計	全部連結	—
電気事業会計	公営企業会計	全部連結	—
工業用水道事業会計	公営企業会計	全部連結	—
岩手県競馬組合	一部事務組合	全部連結	—
公立大学法人岩手県立大学	独立行政法人	全部連結	—
地方独立行政法人岩手県工業技術セ ンター	独立行政法人	全部連結	—
岩手県土地開発公社	地方公社	全部連結	—
（公財）さんりく基金	第三セクター等	全部連結	—
I G Rいわて銀河鉄道（株）	第三セクター等	全部連結	—
（公財）岩手県国際交流協会	第三セクター等	全部連結	—
（公財）岩手県文化振興事業団	第三セクター等	全部連結	—
（公財）岩手県スポーツ振興事業団	第三セクター等	全部連結	—
（社福）岩手県社会福祉事業団	第三セクター等	全部連結	—
（公財）いきいき岩手支援財団	第三セクター等	全部連結	—
（公財）いわて産業振興センター	第三セクター等	全部連結	—
岩手県オイルターミナル（株）	第三セクター等	全部連結	—
岩手県信用保証協会	第三セクター等	全部連結	—
（株）岩手ソフトウェアセンター	第三セクター等	全部連結	—
（公財）岩手県観光協会	第三セクター等	全部連結	—
（公財）ふるさといわて定住財団	第三セクター等	全部連結	—

(公社) 岩手県農業公社	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 岩手生物工学研究センター	第三セクター等	全部連結	—
(一社) 岩手県畜産協会	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 岩手県林業労働対策基金	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 岩手県土木技術振興協会	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 岩手県下水道公社	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 岩手育英奨学会	第三セクター等	全部連結	—
(公財) 岩手県暴力団追放推進センター	第三セクター等	全部連結	—
三陸鉄道(株)	第三セクター等	比例連結	48.0%
(一財) クリーンいわて事業団	第三セクター等	比例連結	32.4%
(公財) いわてリハビリテーションセンター	第三セクター等	比例連結	33.3%
(公財) 愛の健康づくり財団	第三セクター等	比例連結	34.3%
岩手県産(株)	第三セクター等	比例連結	45.8%
(公社) 岩手県農畜産物価格安定基金協会	第三セクター等	比例連結	48.1%
(公財) 岩手県農産物改良種苗センター	第三セクター等	比例連結	40.0%
(一社) 岩手県栽培漁業協会	第三セクター等	比例連結	39.7%
(公財) 岩手県漁業担い手育成基金	第三セクター等	比例連結	49.0%
岩手県空港ターミナルビル(株)	第三セクター等	比例連結	29.4%

① 地方公営企業会計は、全て全部連結対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成29年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限り）については、連結対象外としています。

したがって、一般会計等における他会計への繰出金については、「行政コスト計算書」の「移転費用（その他）」に修正し、他会計からの繰入金については、相殺消去していません。

流域下水道事業特別会計 企業債残高	16,732 百万円
他会計繰入金	64 百万円
他会計繰出金	778 百万円

② 一部事務組合、地方独立行政法人及び地方公社は、全て全部連結対象としています。

③ 第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結対象としています。

また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結対象としています。

ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性がない場合は、比例連結対象としていません。

④ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものの

として調整しています。

⑤ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額等が一致しない場合があります。

(2) 売却可能資産の範囲及び内訳

ア 範囲

原則として、県有未利用資産等財産別活用・処分計画等において、売却方針とされている資産を計上しています。

イ 内訳

科目	貸借対照表の簿価
事業用資産／土地	1,229 百万円
事業用資産／建物	23 百万円